

# 令和3年度 津久見市 浄化槽設置事業補助制度

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替えると、5人槽設置の場合最大832,000円の補助ができます！

## 合併処理浄化槽とは？

台所、トイレ、風呂場等から出る生活雑排水をそれぞれの家庭で処理し、きれいになった水を河川等に流すための設備です。単独処理浄化槽やくみ取り式トイレから合併処理浄化槽に転換することで、生活雑排水をきれいにし、河川等に流すことができるようになります。

## 対象区域

公共下水道処理区域外の地域(無垢島を除く)。

## 対象者

一般住宅(小規模店舗等を併用した住宅の場合は、居住部分が1/2以上必要です。)で、くみ取り式トイレ又は単独処理浄化槽から新たに合併処理浄化槽を設置する方。

## ①浄化槽設置費補助金

人槽区分	転換 <small>(単独浄化槽又はくみ取り式トイレから合併処理浄化槽へ切り替えた場合)</small>	加算額	合計
5人槽	332,000円	200,000円	532,000円
6～7人槽	414,000円	200,000円	614,000円
8～10人槽	548,000円	200,000円	748,000円

## ②宅内配管工事費補助金 (①浄化槽設置費補助金に上乗せ)

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換した場合に限ります。  
※くみ取り式トイレからの転換は対象外となります。

◎新規事業

宅内配管工事費

300,000円

※この補助金には交付条件がありますので、必ず着工前に上下水道課までご連絡ください。  
また、予算の範囲内(先着順)での補助となりますので、お早めにお申込ください。

## 問い合わせ先

津久見市役所 上下水道課 下水道管理班  
電話番号 0972-82-9516

合併処理浄化槽を設置して、きれいな水を流し、私たちの大切な自然を守りましょう！